

令和6年度 八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金のご案内

市では、対象市町村(※)内企業の海外市場での取引拡大を通じて地域経済の活性化を図るため、海外での販路拡大を目指す取組に対して、必要な経費の一部を補助します。

※対象市町村 … 八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村

◆交付対象者◆（すべてを満たすこと）

- 既に海外販路の開拓に着手しているもの（海外との取引又はセミナーや商談会への参加等）、又は海外販路の拡大について具体的な実施計画のあるもの。
- 参加型事業については対象市町村内に本社のある中小企業・個人（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの）及び一般財団法人
- 直近3か年において市町村税を滞納していないもの
- 暴力団関係者でないもの
- 過去1年以内に、罰金刑以上の刑に処せられていないもの

◆対象事業等◆

対象事業	参加型事業				主催型事業	
	第三者が開催する海外での商談会・見本市への出展	第三者が開催する海外の店舗等での販売促進・プロモーションへの参加	第三者が開催する国内での商談会・見本市への参加（八戸市の主催により参加する場合に限る）	取引商社等と共同で実施する現地営業活動	企業を対象とし、海外取引の成立を目的とした国内外での商談会・見本市への合同出展等の実施	企業を対象とした海外の店舗等での販売促進・プロモーション等の開催
事業期間	令和6年度内に着手及び完了する事業					
対象経費	(1)会場借上費 (2)会場設営費 (3)通訳費 (4)渡航費・宿泊費（※1・※2） (5)輸送費 (6)機械器具借上費 (7)光熱水費 (8)翻訳費 (9)印刷費					
	(10)原産地証明・各種検査の取得に関わる申請・出願手数料				(10)広告宣伝費 (11)車両借上費 (12)委託費（※3） (13)企画料	
補助率	1/2 以内の額				1/2 以内の額	
限度額	30万円（現地営業活動は20万円）				100万円	

※1 渡航費・宿泊費の補助対象経費及びその上限は、次のとおりとする。

- ア 参加型事業及び国外で開催する主催型事業については、補助事業者が国外に渡航する際に要する費用を補助対象経費とし、1補助事業につき1人分の費用を上限とする。
- イ 国内で開催する主催型事業については、補助事業者が招聘する商社等が国内に渡航する際に要する費用を補助対象経費とし、1招聘商社等につき1人分の費用を上限とする。

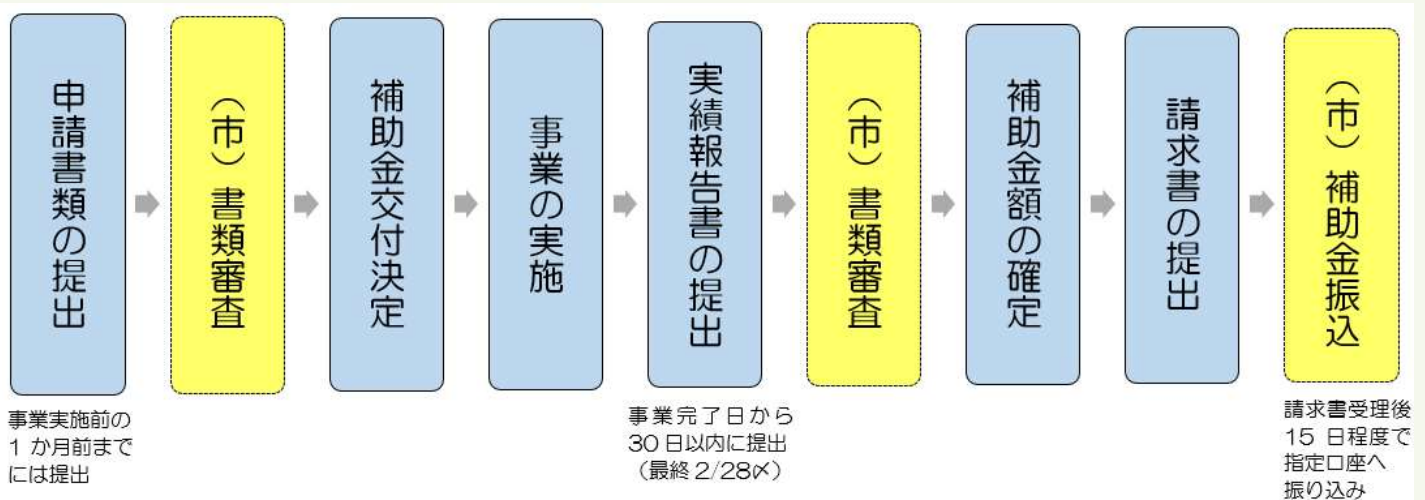
※2 渡航費は、ビジネスクラス等の上級運賃、グリーン車等の特別車両運賃により移動する場合は、当該上級運賃を利用している区間につき、運賃全体を補助対象外とする。また、宿泊日数は、商談会・見本市・店舗等での販売促進活動等の開催日（主催者からの指示等による会場設営等の準備に要する日数を含む。ただし、準備に要する日数は1日を上限とする。）に1を加えた日数を上限とする。

※3 委託費は、委託費を除いた補助対象経費総額の2分の1を上限とする。

◆留意事項◆

- ・国、他の地方公共団体、公益法人、その他の法人・団体等から他の補助金又は助成金等を受給して実施する事業は対象になりません。
- ・申請にあたっては、補助対象事業の規模や開催概要が分かる資料を添付するようにお願いします。
- ・直近3か年において、同一国又は地域で継続的に実施している事業は、対象になりません。ただし、対象年度において新規性又は拡大性が認められ、それを明示できる場合はこの限りではありません。
- ・補助金の交付は1対象年度につき1回まで、過去も含め1国（地域）につき3回までです。ただし、取引商社等と合同で現地営業活動を行うものについては、1国（地域）につき1回までとします。
- ・市主催事業に参加する場合も利用可とします。その場合、回数制限（年1回、1国（地域）通算3回まで）の適用はしないものとします。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、海外企業との取引縮小に対応するため、通算交付回数の要件撤廃を行った令和4～5年度についても、通算交付回数の制限からは除きます。

◆交付申請から補助金交付までの流れ◆



◆申請方法等◆

- ・随時受付しますので、事業着手前に交付申請書及び事業計画書等を提出してください。
- ・交付決定前に着手した事業は対象になりませんので、ご注意ください。
(申請から交付決定まで時間を要するため、申請書類は事業開始の少なくとも1か月前までに提出してください。)
- ・申請された内容を市で審査し、結果を申請者に通知します。
- ・実績報告書は、補助事業の完了日から起算して30日以内もしくは、令和7年2月28日のいずれか早い日までに必ずご提出ください。また、報告に当たっては、申請した事業の開催状況あるいは事業への参加状況が分かる写真のデータを添付してください。
- ・補助金は、実績報告の審査による額の確定後に、請求に基づき一括して交付します。
- ・当該補助金は、予算の執行状況により予告なく終了する場合があります。

申請様式は、下記問い合わせ先または八戸市ホームページからお取り寄せください)

▷八戸市ホームページ：トップ <産業・ビジネス <海外販路<令和6年度海外販路拡大支援事業補助金

《問い合わせ先》

八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 貿易・物流対策グループ

電話：0178-43-9244 E-mail：shoko@city.hachinohe.aomori.jp